

富士市交通安全計画策定について

1. 計画の趣旨

本計画は、県の交通安全計画に基づき、富士市における道路交通の安全に関する長期的な施策の大綱及び施策を計画的に推進するために定めるものです。

2. 策定の根拠及び計画の位置づけ

- ・交通安全対策基本法により、国及び都道府県の交通安全計画は作成が義務付けられています。
- ・市町村による交通安全計画の策定は、同法第26条第1項で努力義務とされていましたが、令和5年6月、同法の一部改正により、「計画を作成することができる」という規定に改められました。
- ・本市の計画は、第12次静岡県交通安全計画を基本として、基本理念及び道路交通の安全における施策の概要と推進体制のみの記載に留め、大幅に簡略化した内容とします。

3. 計画の期間（案）

令和8年度から当面の間（年次を定めない）

※将来、道路交通法をはじめ関係法令の改正や交通環境、社会情勢の変化が生じた際に、計画の時代適合性を点検し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 計画の骨子（案）

（1）基本理念

- ①交通事故のない社会を目指して
- ②人優先の交通安全思想
- ③少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- ④協働と市民参画による交通安全活動の推進

（2）目標

計画の年次を定めないため具体的な数値は記載せず、静岡県交通安全計画を参考に、富士市交通安全対策協議会にて毎年数値目標を決定することとします。

（3）施策について

道路交通安全のみの内容とし、県計画に準じた10の視点を重視しながら、7つの柱による交通安全対策を行政、警察、関係団体・事業者、関係機関と市民が連携し、推進していきます。

5. 策定スケジュール（予定を含む）

令和8年	4月上旬	関係部署へ第12次静岡県交通安全計画における所管確認
	6月2日	第1回富士市交通安全対策会議
	6月上旬	担当部署に計画案確認依頼
	7月15日	富士市部長会議（パブリックコメントについて）
	8月3日	富士市議会総務市民委員会協議会
	8月上旬	第2回富士市交通安全対策会議（書面開催予定）
	9月1日	パブリックコメント開始
	10月1日	パブリックコメント終了
	10月15日	富士市部長会議（パブリックコメント最終報告）
	10月中旬	市議会報告（パブリックコメント最終報告）
	10月下旬	第3回富士市交通安全対策会議（大きな変更が生じた場合）
	11月上旬	計画公開